

保証制度のポイント

超長期借換保証(スーパーランディング20)

1 保証対象者

当協会の保証対象要件に該当し、下記のすべての要件を満たす中小企業者・小規模事業者

2 資格要件

- (1)当協会の保証付融資残高があるもの
- (2)返済力が認められるもの

3 保証限度額

個人・法人(組合) 2億円

4 資金使途

既存保証付借入金の返済資金のほか、当該返済資金以外の事業運転資金

ココをチェック!!

既存借入金の借換集約により資金繰りが安定します。

5 保証期間

20年以内(据置期間なし)

ココをチェック!!

最長20年の超長期の保証期間で借換することができます。

6 その他

※次の要件をすべて満たす場合に限り、金融機関プロパー貸出金の旧債振替が認められます。ただし、保証会社の保証付プロパー貸出金、他行プロパー貸出金の旧債振替は認められません。

- (1)金融機関が継続した期中管理を行い、必要に応じて経営支援を実施すること

金融機関は貸付実行後に必ず保証利用者を訪問のうえ、モニタリングを行い、一年に一度「業況報告書【超長期借換保証(スーパーランディング20)用】」(様式M78)を協会に提出すること

- (2)真水支援と併せて行うこと

- (3)必要に応じて引当担保等により担保を徴求して取り扱うこと

- (4)約定返済額の軽減に繋がるものであること

なお、プロパー貸出金の旧債振替を行う場合は、「既存債権充当(約定書第3条)申請書【超長期借換保証(スーパーランディング20)用】」(別紙様式M77)と旧債振替する債権の原契約書(写)を保証申込時に提出してください。

